第四条　法別表第二の四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一　略］

二　船員保険法施行規則第二十六条の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第九号及び第六条第九号に掲げる事務を除く。）　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該届出に係る被扶養者及び当該届出を行う者に係る戸籍関係情報

ハ～チ　［略］

第六条　法別表第二の六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一　略］

二　船員保険法第三十八条の未支給の保険給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該給付の請求を行う者及び死亡した当該給付の請求に係る未支給の給付を受けるべき者に係る戸籍関係情報

三　［略］

四　［略］

五　船員保険法第七十二条第一項の被保険者若しくは被保険者であった者の死亡に係る葬祭料又は同法第八十条の被保険者の被扶養者の死亡に係る家族葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者及び当該死亡した被保険者（被保険者であった者を含む。）又は当該死亡した申請を行う者の被扶養者に係る戸籍関係情報

六　船員保険法第七十三条第一項の出産育児一時金又は同法第八十一条の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る子及び当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る戸籍関係情報

ロ　当該申請に係る子、当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る住民票に記載された住民票関係情報

七～十　［略］

十一　船員保険法施行規則第二十六条の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る被扶養者及び当該届出を行う者に係る戸籍関係情報

ロ　［略］

ハ　［略］

ニ　［略］

十二　船員保険法施行規則第三十八条第一項の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る被扶養者及び当該者に係る船員保険法施行規則第二十六条第一項の届出を行う者に係る戸籍関係情報

ロ　［略］

ハ　［略］

ニ　［略］

十三～二十　［略］

二十一　船員保険法施行規則第百六十八条第一項の疾病任意継続被保険者による前納した保険料の還付の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者及び死亡した当該任意継続被保険者に係る戸籍関係情報

ロ　当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二十二　［略］

第四条　法別表第二の四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一　同上］

二　船員保険法施行規則第二十六条の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第九号及び第六条第七号に掲げる事務を除く。）　次に掲げる情報

［イ　同上］

［新設］

ロ～ト　［同上］

第六条　法別表第二の六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一　同上］

［新設］

二　［同上］

三　［同上］

［新設］

四　船員保険法第七十三条第一項の出産育児一時金又は同法第八十一条の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る子又は当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

［新設］

五～八　［同上］

九　船員保険法施行規則第二十六条の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［新設］

イ　［同上］

ロ　［同上］

ハ　［同上］

十　船員保険法施行規則第三十八条第一項の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

［新設］

イ　［同上］

ロ　［同上］

ハ　［同上］

十一～十八　［同上］

［新設］

十九　［同上］